

産業建設常任委員会

日 時 平成30年11月12日（月）午前10時～
場 所 第3委員会室

1 開議

2 案件

- (1) 地域下水道事業の地方公営企業法適用等に伴う条例改正について
(上下水道部行政報告)

3 その他

産業建設常任委員会 資料

平成30年11月12日（月）

上下水道部

地域下水道事業の地方公営企業法適用等に伴う条例改正について

1 趣 旨

地域下水道事業（特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び小規模集合排水処理事業）に地方公営企業法の規定の全部を適用し、下水道事業に統合すること等に伴い、関係条例の整備を行う。

2 制定する条例名

亀岡市特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び小規模集合排水処理事業に地方公営企業法の規定の全部を適用すること等に伴う関係条例の整備に関する条例

3 条例整備の内容

(1) 亀岡市特別会計条例の一部改正及び亀岡市地域下水道事業基金条例の廃止

亀岡市地域下水道事業特別会計及び亀岡市地域下水道事業基金を廃止し、同会計及び同基金に属する資産及び負債等を亀岡市下水道事業会計に引き継ぐこと。

(2) 亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例の一部改正

地方公営企業法の規定により、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び小規模集合排水処理事業に同法の全部を適用し、下水道事業に統合すること。

(3) 亀岡市上下水道事業経営審議会条例の一部改正

地域下水道事業に関する規定を削除すること。

(4) 亀岡市下水道条例の一部改正及び亀岡市地域下水道条例の廃止

下水道の構造、管理及び使用に関する規定を統一し、亀岡市下水道条例に統合（一本化）するとともに、亀岡市地域下水道条例を廃止すること。

(5) 亀岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正及び亀岡市地域下水道事業分担金徴収条例の廃止

旧地域下水道の排水区域内の土地に対し、公共下水道事業の受益者負担金と同等の負担金を課すとともに、地域下水道の設置事業に対する分担金を廃止すること。

(6) 使用料、手数料及び受益者負担金等に関する経過措置の整備

下水道使用料の用途、排水設備確認・検査手数料、下水道事業受益者負担金等に必要な経過措置を設けること。

4 スケジュール

- ・ 平成 30 年 11 月 議会提案
- ・ 平成 30 年 12 月 公布
- ・ 平成 31 年 1～3 月 改正条例の周知
- ・ 平成 31 年 4 月 施行

【参考】地域下水道事業の地方公営企業法適用等に伴う条例改廃一覧

